

教育委員会定例会議事日程

平成30年5月11日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
- 3 請願等審査
受理番号1 教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件
教委第6号議案 平成30年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について
教委第7号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について
教委第8号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について
教委第9号議案 第16期横浜市文化財保護審議会委員の任命について
教委第10号議案 第27期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について
教委第11号議案 横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会委員の任命について
- 5 その他

平成30年5月11日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 5/1 平成30年度新任校長研修
- 5/8 横浜市立学校人権教育推進協議会総会
- 5/10～11 平成30年度関東地区都市教育長協議会総会

(2) 報告事項

- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

3 その他

横浜市教育委員会
教育長 鯉淵信也様



受理番号 /

2018年4月6日

教科書採択に関する要望書

提出者

連絡先 横浜市港南区上永谷

教科書採択に関する要望

1. 教科書の採択には、学校現場の先生方の意見を充分に聞き、反映させてください。

要望理由

私は中学校の教諭として36年間勤めました。その間、教科書を選ぶときは、展示会に足を運び、常にそれぞれの教科書を使った場合の自分の学校の生徒の反応を思いうかべながら先生方の意見をまとめ、教育委員会に提出しました。そして採択結果は、学校現場の私たちの意見が反映されていました。

これがごく当たり前のこととして認識し、作業に当たりました。学校ごと、教科ごとに先生方が相談し、どの教科書が生徒にとって分かりやすいか、どの教科書が教えやすいか、図はどうか、考えさせる項目はどうか。色々な観点から教書を比べて選択しました。若いときは教科書の見方、選び方、使い方を、教科書を選ぶ作業の中、先輩の先生方から学ぶことができました。

教科書を選ぶのはそれを使う先生方が相談して決める。これは世界の常識だと思います。日本でも多くの教育委員会は先生方の意見を聞き、それを大きな参考にして決めています。世界の中でも先生方が選んでいないのは、主要国では日本と中国だけ、そしてごく一部の独裁国家だけです。

横浜市が、ここ十数年学校現場の先生方の意見を聞かず、教科書調査委員の報告だけで教科書を採択するようになって大変驚き、心配しています。まるで独裁国家のようです。調査委員はごく少数の教諭が、制約の多い報告書としてまとめています。学校現場の先生方が自由に相談してこの教科書が良いと推薦するのでは、ぜんぜん違うのです。

教科書は検定を通っているとはいえ、教科書によってかなり違います。だから幾つもの教科書会社が教科書を出し、それぞれ工夫を凝らしているのです。だからこそ直接子供たちを教えている先生方の意見が大事なのです。そして採択を通じた教材研究は、先生方を成長させることにもなると思います。

横浜でも、先生方の意見を充分に聞き、教科書採択に反映させてください。

この要望書について、意見陳述の機会を作ってくださいようお願いします。

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について（報告）

学校いじめ防止対策委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告します。

■報告件数

1 件

※29 年 12 月 15 日に策定した「公表ガイドライン」に基づき、別紙のとおりいじめ重大事態に関する調査結果をホームページに掲載し、公表します（掲載期間：6 か月）。

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

| 調査主体 | 校種 | 調査中 | 調査終了 | 合計 |
|----------------------|--------|-------|------|----|
| 学校（専門的知識を有する第三者を加える） | 小学校 | 5 | 0 | 5 |
| | 中学校 | 2→1 | 2→3 | 4 |
| | 高校 | 0 | 0 | 0 |
| | 特別支援学校 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会） | 小学校 | 4 | 1 | 5 |
| | 中学校 | 2 | 0 | 2 |
| | 高校 | 0 | 0 | 0 |
| | 特別支援学校 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 13→12 | 3→4 | 16 |

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

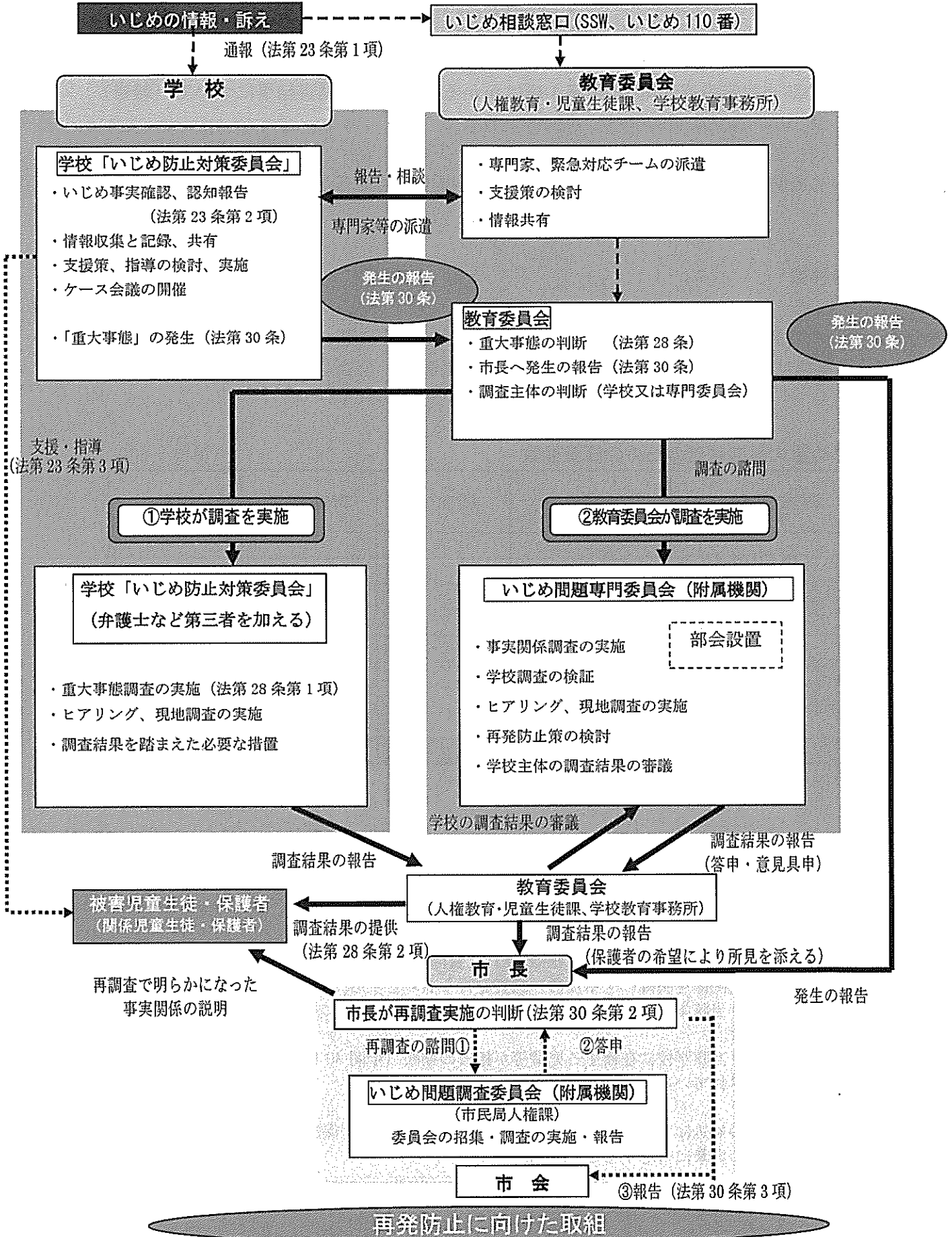
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（附帯決議）

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●



当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果等について」
(URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/20180228151232.html>)に掲載
しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、
掲載期間は 6 か月となります。

【当日配布資料】

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
（c 中学校）【公表版】

教委第6号議案

平成30年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

平成30年度横浜市教科書採択の基本方針を次のとおり策定する。

平成30年5月11日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

教科用図書取扱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号により、教育委員会の職務と規定されている。平成 30 年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

(案)

平成 30 年 月 日
横浜市教育委員会

平成30年度横浜市教科書採択の基本方針

(前文)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり平成 30 年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 平成 30 年度は、次の教科書を採択する。

- ア 義務教育学校前期課程を含む小学校（以下「小学校」という。）において平成 31 年度に使用する教科書（「特別の教科 道徳」の教科書を除く。）
- イ 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成 31 年度から平成 32 年度まで使用する「特別の教科 道徳」の教科書
- ウ 高等学校において平成 31 年度に使用する教科書
- エ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において平成 31 年度に使用する教科書

なお、「特別の教科 道徳」の教科書を除き、中学校及び南高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成 27 年度に採択した教科書を平成 31 年度まで継続使用する。横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成 28 年度に採択した教科書を平成 31 年度まで継続使用する。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第 9 条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又

は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

- (3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要性が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

- (1) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 教科書として、内容の排列、分量が適切で、資料等の表現が児童生徒にとって使いやすい工夫がされていること。

[高等学校]

(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。

(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。

(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

(1) 小学校において使用する教科書

ア 教科書

新たに文部科学省の検定を経たものがないため、新たな調査は行わず、平成 26 年度採択時の資料を審議資料とする。

イ 学習実態

審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行う。

(2) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科書

ア 教科書（「特別の教科 道徳」）

審議会は、教科書目録に記載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の生徒の学習実態等について十分に調査研究を行う。

(3) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に記載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(4) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に記載された著作教科書及び平成 31 年度使用一般図書一覧に記載された一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるた

め、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「平成 30 年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目

【関係法令】 採択の観点(1)

- ・教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ・学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ・学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。
- ・「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」及び「横浜版学習指導要領」に基づく学習を展開するのに、よりふさわしい特色がある。

【横浜教育ビジョン 2030 及び第 2 期横浜市教育振興基本計画】 採択の観点(2)

- ・小中学校の学習の連続性を図るために、よりふさわしい特色がある。
- ・横浜の歴史や伝統・文化を尊重し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力等の育成を図るために、よりふさわしい特色がある。
- ・学ぶことや働くことの意義を理解し、家庭や地域との絆を大切にしながら、公共心や安全への意識を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ・ICT活用能力や情報リテラシー、情報モラルの育成を図るために、よりふさわしい特色がある。
- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、自ら進んで学習する態度の育成を図るために、よりふさわしい特色がある。
- ・問題解決的な学習を通して、考え、表現する力の育成を図るために、よりふさわしい特色がある。
- ・規範意識を高め、自他の生命を尊重する態度を育成し、豊かな感性や情操を養うために、よりふさわしい特色がある。

【体裁等】 採択の観点(3)

- ・内容の排列、分量、資料等の表現、ユニバーサルデザインなど、工夫がなされている。

教委第7号議案

横浜市教科書取扱審議会への諮問について

横浜市教科書取扱審議会への諮問を次のとおり行う。

平成30年5月11日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

義務教育学校前期課程を含む小学校において平成 31 年度に使用する教科書（「特別の教科 道徳」の教科書を除く）、義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成 31 年度から平成 32 年度まで使用する「特別の教科 道徳」の教科書、高等学校において平成 31 年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において平成 31 年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。

(案)

平成 30 年 月 日

横浜市教科書取扱審議会

横浜市教育委員会

横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 義務教育学校前期課程を含む小学校（以下「小学校」という。）において平成 31 年度に使用する教科書（「特別の教科 道徳」の教科書を除く）
- 2 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成 31 年度から平成 32 年度まで使用する「特別の教科 道徳」の教科書
- 3 高等学校において平成 31 年度に使用する教科書
- 4 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において平成 31 年度に使用する教科書

(理由)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「平成30年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の権限と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

1 小学校において使用する教科書

(1) 教科書

新たに文部科学省の検定を経たものがないため、新たな調査は行わず、平成26年度採択時の資料を審議資料とすること。

(2) 学習実態

審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行うこと。

2 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科書

(1) 教科書（「特別の教科 道徳」）

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中の生徒の学習実態等について十分に調査研究を行うこと。

3 高等学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。

4 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び平成 31 年度使用一般図書一覧に登載された一般図書について、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。

5 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。

6 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。